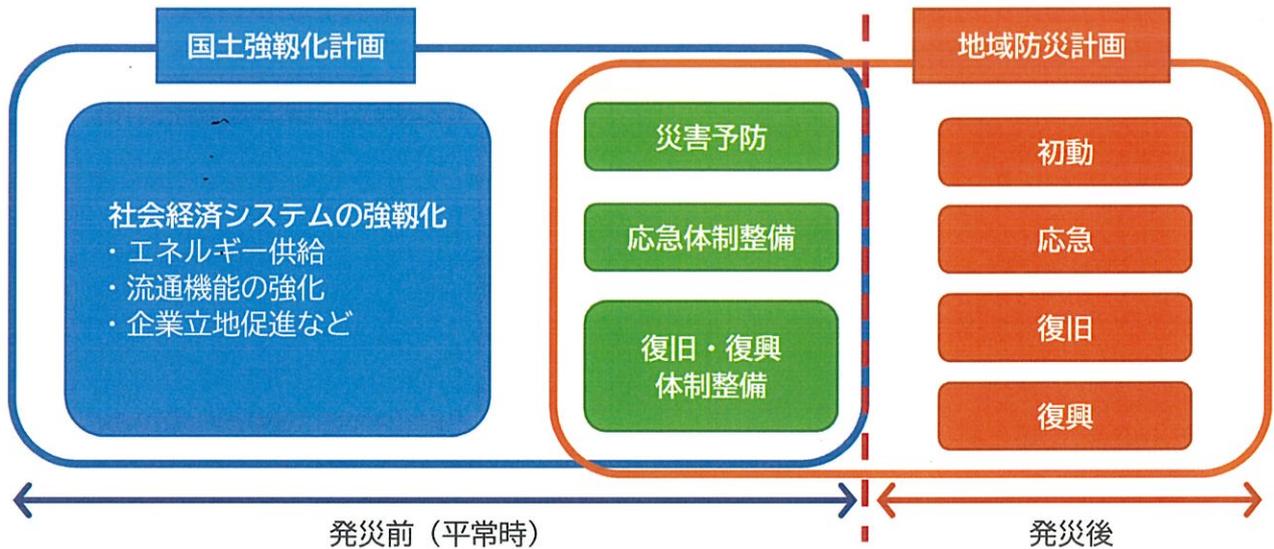


国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害が起こっても、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った地域を平時から構築していくための計画であり、行政全般に関わる既存の計画に対しても基本的な指針となるものです。

■ 国土強靱化計画と地域防災計画の守備範囲 ■



国の「国土強靱化基本計画」、「第2期長野県強靱化計画」との調和を図りつつ、町政の基本的な指針である「坂城町長期総合計画」とも整合させることで、本町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、状況に応じて適宜見直します。

■ 坂城町国土強靱化地域計画の位置づけ ■



起きてはならない最悪の事態・事態を回避するための施策

7つの基本目標にもとづき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、それぞれの最悪の事態に対して、「事態を回避するための施策」を設定しています。

基本目標 1～7
枝番号：起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
事態を回避するための施策
基本目標 1 人命の保護が最大限図られること
1-1：住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
①住宅の耐震化・防火（空家を含む） ②崖地・切土・急傾斜地及び大規模造成地（切土部分を含む）の安全化 ③火災による延焼を防ぐこと ④地域ぐるみの防災・減災体制の確立
1-2：多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
①学校施設等の耐震化・防火対策 ②公共施設の耐震化・防火対策 ③店舗・福祉施設・医療施設等の耐震化・防火対策
1-3：豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
①河川・水路・ため池等の整備改修・安全対策 ②避難所の浸水対策 ③水防意識の共有など地域防災力 ④住宅などの浸水に対する日ごろからの災害への備え
1-4：土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
①土石流への対応（支流や沢の整備など） ②地すべりへの対応（盛り土地域の整備など） ③その他土砂災害（落石など）への対応 ④土砂災害に対する日ごろからの災害への備え
1-5：避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
①情報発信の体制を維持し情報発信の遅れを防ぐ ②災害発生時の避難支援計画 ③避難行動要支援者・外国籍町民への支援 ④地域での情報の蓄積及び伝達
基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
2-1：被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
①道路・橋の破損・浸水による交通網の寸断への対応 ②水道・電気等のインフラ設備への寸断への対応 ③食料、飲料水等の備蓄
2-2：警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
①緊急輸送路の整備等 ②関係機関との連携体制 ③地域での自主防災組織の体制 ④消防団の体制
2-3：医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
①医療機関との連携体制 ②町外への緊急輸送体制
2-4：被災地における疫病・感染症等の大規模発生
①避難所等での感染予防対策 ②避難所等での健康対策（エコノミー症候群、心の健康など）
基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
3-1：役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
①町役場の被害想定及び行政データやシステムの保全 ②備蓄・非常用電源等の確保 ③発災直後やその後の業務遂行可能な人的体制の確保
3-2：停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
①非常用電源やエネルギー源の確保 ②停電等による通信事業者の通信根絶への対応

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1: 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ①上水道の基幹管路の耐震化 ②応急給水体制の確保 ③飲料水以外（トイレなど）の生活用水の確保
- ④災害時を想定した給水訓練の実施

4-2: 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ①終末処理場の浸水対策 ②管渠等の機能確保 ③合併浄化槽の耐震化等

4-3: 地域交通ネットワークが分断する事態

- ①道路ネットワークの整備 ②迂回路の整備 ③公共交通機関との連携体制

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1: サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

- ①事業所等との連携体制

5-2: 食料・飲料水等の安定供給の停滞

- ①物資等の確保 ②物資の供給体制 ③民間事業者等との災害時の食料供給等の協定

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと

6-1: 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

- ①応急対策工事等の実施体制

6-2: ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ①ため池の決壊等への対応 ②沢や支流河川等の増水への対応

6-3: 有害物質の大規模拡散・流出

- ①有害物資による水質汚濁対策

6-4: 農地・森林等の荒廃

- ①農地・農業用施設の整備 ②森林の整備

6-5: 避難所等における環境の悪化

- ①避難場所の安全性向上 ②避難所等における避難環境の向上（要配慮者への対応など） ③避難所の運営体制 ④感染拡大防止への対応 ⑤避難所での情報収集・通信手段確保

基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る

7-1: 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①災害廃棄物処理の対応 ②ごみ焼却施設の適正な維持管理など

7-2: 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①道路啓開及び橋梁の通行再開（老朽化対策など）

7-3: 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

- ①地籍調査等の実施 ②被災建築物の調査体制及び罹災証明書等の発行手続き ③仮設住宅の提供体制

7-4: 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①自主防災組織の活動 ②民生委員・児童委員の活動 ③災害ボランティアの受入体制

計画の推進に向けて

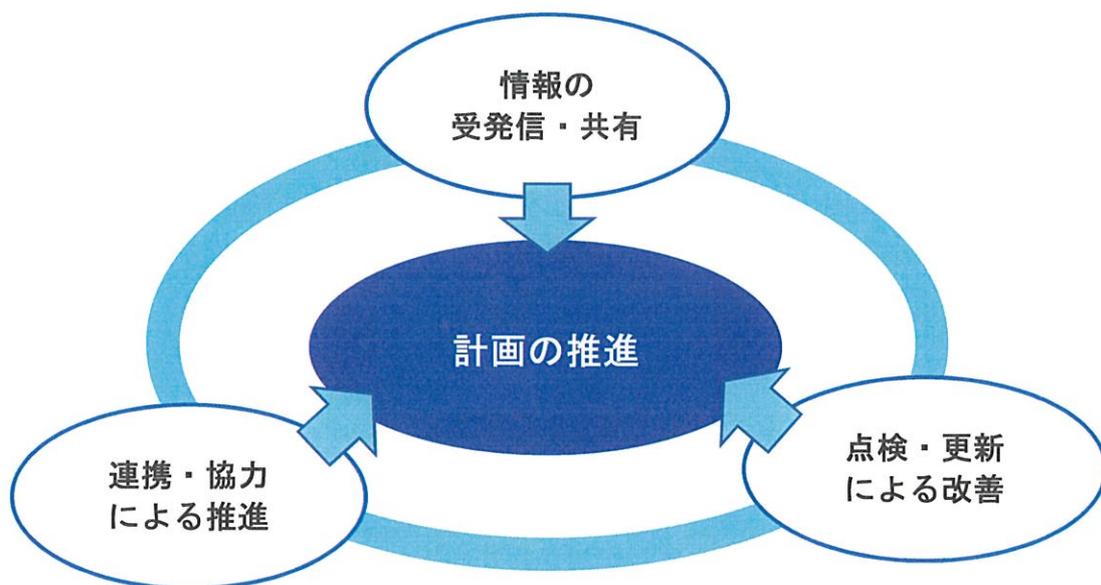
本計画を着実に推進していくためには、本町・近隣市町村・県・国の行政機関だけでなく、消防・病院などの関係機関はもとより、広く町民・事業者・各団体などで連携・協力しながら進めていく必要があります。

計画の実行性・実効性を高め、レジリエンスに富んだ持続可能な町を形成していくために、次の3つを本計画の推進に向けた方針として定めます。

これら3つの方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたり目指すべき方向性を示しています。

施策が、何をするか（WHAT）を示しているとするれば、推進に向けたこれら3つの方針は、どのように進めるか（HOW）を表しています。

また、3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、施策の成果を高めていくことを目指します。



坂城町国土強靱化地域計画

令和4（2022）年4月

発行：坂城町建設課
〒389-0692
長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地
電話 0268-75-6208 FAX 0268-82-8307
編集協力：第一法規株式会社